

～制度の概要～

		判断能力			
		① ←			→ ②
名称	任意後見制度	日常生活 自立支援事業	法定後見制度		
対象となる人	判断能力に問題はないが、将来にそなえて財産管理などの支援をしてくれる人を決めておきたい。	利用したい思いがあり、事業の契約内容を理解できる。	判断能力が不十分な方 (例) 日常の買い物は一人で行える。自動車や不動産の売買等は一人でできるが不安がある。	判断能力が著しく不十分な方 (例) 日常の買い物は一人で行える。自動車や不動産の売買等はできない。	判断能力が全くない方 (例) 買い物に行ってもお金の計算ができない。
本人を支援してくれる人	任意後見人	生活支援員 自立支援専門員	補助人	保佐人	後見人
			親族や専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士等） ※家庭裁判所が選任します。		
支援内容	契約に基づいた支援 (例) ・不動産や預貯金等の管理 ・入院の手続、支払 ・施設の入退所の手続や契約…等	福祉サービスの利用や日常的な金銭管理の支援書類等の預かり	【財産管理】 ・印鑑や預金通帳の管理 ・不動産の管理、処分 ・必要な経費の支出（年金の受取や公共料金の支払等）	【身上監護】 ・治療や入院の手続、支払 ・施設の入退所の手続、契約 ・住まいに関する契約	※できないこと ・身の回りのお世話や介護 ・医療行為（手術や延命）の同意 ・身元保証人
契約や申立を行う事ができる人	契約：本人 申立：本人、配偶者、受任者、四親等内の親族等	本人	本人 配偶者 四親等内の親族 (例：親、子、孫、おじ、おば、いとこ、兄弟姉妹、甥、姪、配偶者の親・子・兄弟姉妹等) 自治体の首長 等		
契約申立先	契約：公証役場 申立：家庭裁判所	社会福祉協議会	本人が住んでいる所の家庭裁判所		
費用	契約時：2～3万円 申立：約1～2万円 (鑑定が必要な場合は別途5～10万円) 申立後：契約時に定めた金額	契約後、利用時間やサービスによって料金が変わります。 ※生活保護世帯は無料	申立にかかる費用：約1～2万円（鑑定が必要な場合は別途5～10万円） 制度利用開始：本人の所得に基づいて、家庭裁判所が後見人等に支払う報酬を定める		